

(案)

漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の
認可についての審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）
、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、
法第106条第7項及び第9項の規定による漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）
の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

(審査基準)

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第106条第3項にある事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決（入漁権行使規則については除く。）が行われていること。
- (3) 区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に係る行使規則については、総会、総代会又は総会の部会の議決前に、法第106条第4項の規定による同意を得ていること。
- (4) 法令に違反した内容が記載されていないこと。
- (5) 漁業調整上の支障がないこと。
- (6) 漁業調整上の観点から、暴力団関係者等反社会的行為に関与する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

(添付書類)

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 漁業権又は入漁権行使規則
 - (2) 法第 106 条第 4 項の規定による同意を証する書類
 - (3) 組合法第 50 条第 5 号の規定に基づき総会若しくは総代会又は組合法第 51 条の 2 第 6 項第 2 号の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）
 - (4) 変更（廃止）の場合は、(3) の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
 - (5) 組合員行使権者に対し金銭を賦課する場合は、その額の算定に関する資料
 - (6) 漁業権を共有する場合には行使契約書の写し
 - (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類
- 2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。

関連法

○行政手続法【抜粋】

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

○漁業法【抜粋】

第106条 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。

2 入漁権行使規則は、入漁権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、入漁権ごとに制定するものとする。

3 漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下この条において「行使規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合員行使権を有する者（以下この項において「組合員行使権者」という。）の資格

二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項

三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額

4 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和三十二年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の決議前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

5 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

6 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定

める方法を除く。)により得られた当該

漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

7 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。

9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

10 行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員以外の者に対しては、効力を有しない。

○水産業協同組合法【抜粋】

第50条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業、第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除第51条の2 組合は、漁業法第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するものとして設定を受けた団体漁業権（同法第六十条第七項に規定する団体漁業権をいう。以下この条及び第八十七条第九項において同じ。）を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る同法第六十二条第二項第一号へに規定する関係地区（当該組合の地区である区域に限る。）ごとに総会の部会を設け、当該団体漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項（同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第51条の2

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一 団体漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

新旧対照表

○漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、<u>神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）</u>に定めるもののほか、<u>法第106条第7項及び第9項の規定による漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第106条第3項</u>にある事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決（入漁権</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、<u>神奈川県海面漁業調整規則（昭和40年神奈川県規則第109号）</u>。以下「海面規則」という。）及び<u>神奈川県内水面漁業調整規則（昭和40年神奈川県規則第110号）</u>。以下「内水面規則」という。）に定めるもののほか、<u>法第8条第6項及び第7項の規定による漁業権及び入漁権行使規則（以下「行使規則」という。）（変更・廃止）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>漁業法第8条第2項</u>にある事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決（入漁権行使</p>

行使規則については除く。)が行われていること。

- (3) 区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に係る行使規則については、総会、総代会又は総会の部会の議決前に、法第106条第4項の規定による同意を得ていること。
- (4) 法令に違反した内容が記載されていないこと。
- (5) 漁業調整上の支障がないこと。
- (6) 漁業調整上の観点から、暴力団関係者等反社会的行為に關する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

(添付書類)

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- (1) 漁業権又は入漁権行使規則
- (2) 法第106条第4項の規定による同意を証する書類
- (3) 組合法第50条第5号の規定に基づき総会若しくは総代会又は組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類(議事録の抄本)
- (4) 変更(廃止)の場合は、(3)の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- (5) 組合員行使権者に対し金銭を賦課する場合は、その額の算定に関する資料
- (6) 漁業権を共有する場合には行使契約書の写し
- (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容

規則については除く。)が行われていること。

- (3) 第1種共同漁業権及び特定区画漁業権行使規則については、総会、総代会又は総会の部会の議決前に、法第8条第3項の規定による同意を得ていること。
- (4) 法令に違反した内容が記載されていないこと。
- (5) 漁業調整上の支障がないこと。
- (6) 漁業調整上の観点から、暴力団関係者等反社会的行為に關する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

(添付書類)

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- (1) 漁業権又は入漁権行使規則
- (2) 法第8条第3項の規定による同意を証する書類
- (3) 組合法第50条第5号の規定に基づき総会若しくは総代会又は組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類(議事録の抄本)
- (4) 変更(廃止)の場合は、(3)の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。

(新設)

- (5) 漁業権を共有する場合には行使契約書の写し
- (6) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に

に関する書類

- 2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。

関する書類

- 2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 漁業権行使規則（変更・廃止）の認可についての事務処理要領（平成6年10月1日施行）は、廃止する。